



## インド農村における貧困対策事業の実態について

神戸大学 経済経営研究所

教授 佐藤 隆広

はじめに

わたしは、公益財団法人神戸大学六甲台後援会による助成事業によって2018年8月1日からインドのデリーに赴き、Centers for International Projects Trust (CIPT) という小さなシンクタンクにおいて在外研究をしている最中です。こちらでは、インド労働市場にかかわる研究と調査活動に従事しています。来年1月3日に帰国を予定しておりますので、このニュースレターの原稿が配信される頃には、帰国が目前に迫っています。

### 1. 2018年12月11日の雑感

この原稿の執筆を開始したのが12月11日なのですが、この日は、27年間インド経済を研究してきたわたしからみても、きっと印象に残る日になるだろうと思います。前日10日に、インドの中央銀行であるインド準備銀行 (RBI) のウルジット・パテル総裁が突然辞任しました。

いまから2年前の2016年11月8日にナレンドラ・モディ首相は、流通通貨の85%に相当する500ルピーと1000ルピー札を一挙に廃貨にするという「高額紙幣廃止」(インドでは、デマネタイゼーション (Demonetisation) と呼ばれます) を行いました。この時のRBI総裁が、今回のパテル博士です。パテルRBI総裁は高額紙幣廃止直後2週間以上にわたって一切公の場に姿をみせず、RBI総裁という立場での声明を出さず、インタビューなどにも応じなかったと、わたしは記憶しています。わたしは、この段階で、インドにおける金融政策の独立性に大変強い懸念を持ちましたが、その後、2018年になってインド政府や財界などの反対を押しつけて、RBIがインフレーションの鎮静化を狙って政策金利を2度引き上げたことでそうした懸念が杞憂に過ぎなかったと感じました(2度目の政策金利引き上げがちょうど、わたしがデリーに到着した8月1日でした)。

しかしながら、その後、インド政府とRBIの間で極めて激しい対立が表面化しました。いくつもの対立軸がありますが、ここでは2つだけに絞って説明します。第1に、インドはバーゼルIIIという銀行の健全性規制を遵守する責務があるのですが、銀行の資産査定によると多くの大規模商業銀行が資産圧縮か、あるいは自己資本増強などの「早期是正措置」をとる必要がでてきます。しかしながら、ちょうど、インド最大手のノンバンク金融機関

IL&FS が経営破綻をしていたこともあり、そのことによる流動性ひっ迫を強く懸念したインド政府は、大規模商業銀行については「早期是正措置」執行猶予を認めるように RBI に圧力をかけました。

第2に、インド政府はこのままでは今年の予算案で示した財政赤字の上限額を守れないため、新聞報道によれば、RBI の資本準備金から3兆6000億ルピー（1ルピー=1.6円程度ですが、わたしはいつも分かりやすいので2円で計算しています）を国庫に納付することを RBI に要求しました。昨年の RBI からの国庫納付額は、1000億ルピーで、国庫への支払い可能な剰余金4000億ルピーを含めても合計5000億ルピーです。3兆6000億ルピーという政府側の要求額が本当だとすると、昨年実績の7倍以上になります。

インド政府による RBI への強引な要求に加えて、パテル総裁の辞任にあたって重要なもうひとつの問題は、インド情報公開法（Right to Information Act）にもとづいて設立された独立機関である中央情報委員会（Central Information Commission: CIC）との紛争であったと推察されます。CIC は、RBI に対して、銀行信用の大型の計画倒産者リストの開示を要求しています。このリストは、もともとはラグラム・ラジャン博士が RBI 総裁であった時代に RBI が作成し、インド政府と共有したものでした。ラジャン博士は、RBI 総裁時代、このリストをインド政府と共有したにもかかわらず、インド政府が銀行の不良債権処理に非協力的であったことを証言しています。彼のこの証言は、覚書としてインド国会へ送付されています。これは、国会内外において大変な議論を巻き起こしました。パテル総裁は、透明性と説明責任を求める情報公開法による要求と計画倒産者リストを隠蔽することにメリットを感じている政治的勢力の板挟みになっていたと推察されます。

もともと、RBI は大蔵省から要求される短期大蔵省証券の引き受けを拒否する法的権限を持っておらず、財政赤字の増減によって自動的に貨幣供給量が変動していました。長い間にわたって、インドにおける金融政策は財政政策に完全に従属していたのです。1980年代なかばに設立されたチャクラバルティ委員会が、財政政策からの金融政策の自立化の方向性を明示し、1991年7月からの経済自由化のもとで、金融市場の整備と並行しながら漸進的に RBI は大蔵省から自立化していきます。1991年以降の金融政策についてはいくつかの画期がありますが、ここではそうしたことは詳述することは控えます。しかしながら、1991年以降のインド経済の高度成長をマクロ経済安定化という点で下支えをしたのは RBI による金融政策だった、とわたしは個人的に考えており、RBI による金融政策を極めて高く評価しています。

そのため、わたしはパテル総裁の突然の辞任にショックを受けました。

そして、今日11日には、ラージャスターン州・マディヤ・プラデーシュ（MP）州・チャッティスガル州・テランガーナー州・ミゾラム州の5州における州議会選挙の開票が朝8時からスタートしました。事前の予想では、中央の政権与党であるインド人民党（BJP）が MP 州とチャティスガル州で優勢で、ラージャスターン州では野党である国民会議派が優勢でした（テランガーナー州とミゾラム州はそれぞれの州における地方政党が堅い

地盤をもっています)。この州議会選挙は、ミゾラム州を除くと人口規模という点でも巨大ですし、ラージャスターン州・MP州・チャッティースガル州はBJPが現職であり、来年4月から5月にかけて実施されると考えられる国政選挙を占ううえでも与党も野党も決して安易には負けられない重要な選挙です。

わたしは、昨日10日から風邪で体調を崩してしまい、今日は勤務先のシンクタンクCIPTに出勤せずに自宅で静養していました。静養しようと思っていたにもかかわらず、さまざまなインドのニュースサイトをはしごして、どんどん更新されていく選挙の開票ニュースにわたしの目が釘付けにされています。事前の予想とは異なり、MP州とチャッティースガル州においても国民会議派が優勢です。ラージャスターン州とチャッティースガル州での国民会議派の勝利はほぼ確実で、僅差で国民会議派の獲得議席数が多いMP州はまだどうなるか予断を許しません(インド時間で12月11日午後5時現在)。

それにしても、この選挙結果には驚きました。仮にMP州において僅差でBJPが勝利したとしても、今回の5州における州議会選挙はBJPの大敗で、野党である国民会議派の大勝とみなされるでしょう。いま、来年の国政選挙に向けて、各州の地方政党と国民会議派による野党大連合への大きな政治的なうねりがあります。この野党大連合は、共同綱領を作成し野党統一候補の選挙区への割り当ても企図しています。今回の選挙結果は、そうした野党大連合結成への大きな弾みになるものと予想されます。

来年総選挙ではBJPが勝利を収め、第2期モディBJP政権がスタートすると一般に考えられていましたし、実際、モディ政権に反対の立場の方ですらそのように考えられていたと思いますが、どうやら潮目が変わったように感じます。

## 2. インド農村雇用保障法と情報公開法

さて、以上が、この原稿を書き始めたときの雑感です。雑感でずいぶんページを消化してしまいました。今回のコラムは、雑感ではなく、表題のとおり、「インド農村における貧困対策事業の実態について」をテーマとします。

わたしは、このインド滞在を利用して、さまざまなインドの地方に出張に行く機会がありました。とくにこれまで一度も訪問したことがない地域にも複数訪問し、さまざまなひとに出会い、いろいろな貴重な経験をしました。そのなかから、2018年11月26日から28日にかけて実施したインド農村調査の覚書を下記で再構成したいと思います。調査の覚書は、必ずしも完全な文章になっておらず、たくさんの符牒があつたり、聞き漏らしがありますが、今回は、聞き漏らしているところや曖昧なところは改めて独立した資料を利用して調べなおしたりして、それを読めるような文章に再構成しています。

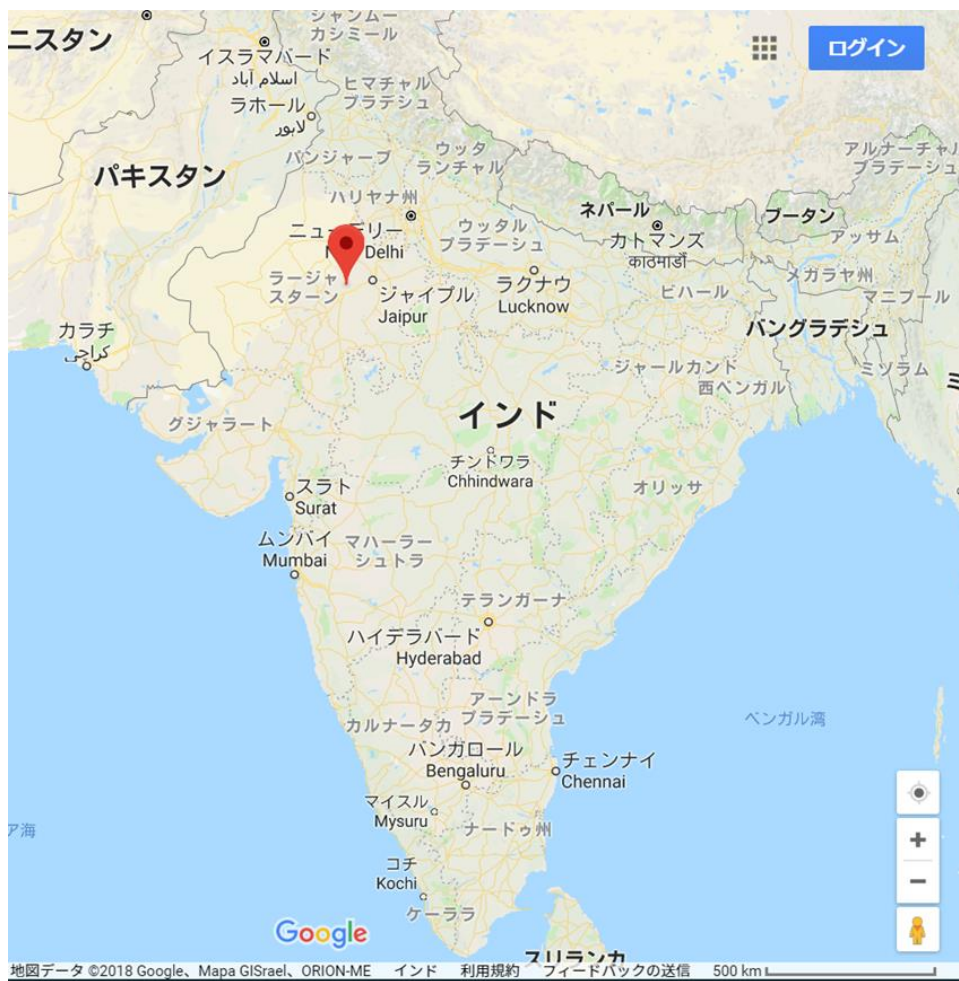
今回、わたしが調査した地域は、ラージャスターン州アジュメール県の農村です。11月26日夜に調査村に到着し、わたしは共同研究者たちと今回の調査に協力してもらっているMazdoor Kisan Shakti Sangathan (MKSS)という組織の文書管理所兼宿泊施設に投宿しました。Mazdoorが労働者、Kisanが農民、Shaktiがパワー(あるいはエンパワーメン

ト)、Sangathan が協会を意味するので、MKSS は「労働者・農民エンパワーメント協会」と日本語訳するのが妥当かもしれません。

その翌日の27日に、わたしは、インド農村雇用保障法（National Rural Employment Guarantee Act: NREGA）にもとづく貧困対策事業の現場で労働者から聞き取りをしました。このほかにも、さまざまな聞き取り調査をしましたが、今回は、この調査を中心にして、わたしが撮影した写真も含めて調査内容を取りまとめます（28日にも同じ計画の違う現場を視察しました。こちらに必要な限り言及することにします）。

図表1が、インド全土のなかで、わたしが調査した地域を示したものです。わたしがいま住んでいるデリーからだと、国道8号線を利用して車で移動すると8時間程度かかります。今回、わたしは、片道1時間の飛行機で最寄りの空港まで行き、そこから車で2時間程度かけて目的地の農村に到着しました。

図表1：調査地域（ラージャスターン州アジュメール県）



資料：Google マップ。

MKSS は、ラージャスターン州でスタートした運動体です。通常、インドではこうした

運動体を運営するうえでは、ソサエティ (Society) やトラスト (Trust) という法人形態をとるのが一般的ですが (ちなみに、わたしが所属している CIPT はトラストという法人資格を取得しています)、MKSS は一切の法人資格をとっていないようです。また、特定政党の傘下にはなく、政党政治には中立的な立場を堅持しています。

写真 1 : Mazdoor Kisan Shakti Sangathan (MKSS) の文書管理所



MKSS の設立は 1990 年に遡ります。インド行政サービス (Indian Administrative Services: IAS) の高級官僚だった Aruna Roy 氏、米国の大学を中退して社会活動家になった Nikhil Dey 氏、地元の社会活動家の Shankar Singh 氏の 3 名が、インドの貧困と社会問題の解決を目的として MKSS を始めました。他の同種の NGO と異なっているのは、MKSS が、政府による様々な政策や事業の透明性 (Transparency) と説明責任性 (Accountability) を強く求めているところだと思います。

とくに、1994 年の農村地域で実施された、多数の地元の住民・役人・政治家を巻き込んだ公聴会が、この MKSS の活動を内外に知らせるうえで効果的であったようです。これは、農村で実施されたさまざまな公共事業について、それらが本当に適切に運営されて実施されていたのかどうかを、建造物などの実物資産の監査と農村の行政機関の管理記録を、住民をはじめとする多数の参加者の前で突き合せ、工事受注業者や行政の担当者に直接にヒアリングを行うものでした。

わたしたちが見せてもらったビデオ記録映像では、公共事業で建築された小さな橋の壁面が地元住民による手の爪先でいとも簡単に剥がれおち、受注業者が材料費を惜しんで橋を建設していることが明らかでした。また、貧困層で適切な住居に恵まれていないひとたち

向けに供給される住宅（こうした住宅供給スキームのことをインディラ・ガンディー住宅計画（IAY）といいました）を訪問すると、実際には、中間層以上の地元住民が住んでいることも映像で示されていました。こうしたさまざまな不正や汚職の実態を、実物監査と行政記録の精査にもとづいて明らかにして、本当に必要なひとたちに貧困対策事業が実施されるべく、MKSS は、ラージャスターン州農村で地元住民の啓発活動を実施するのみならず、地元の役人や政治家などにも働きかけてきました。

透明性と説明責任性を担保するのが、政府の情報公開です。情報公開を求める MKSS による草の根の運動は、ラージャスターン州全域にわたって広がり、2000年4月にはラージャスターン州情報公開法案が可決されました。実際、州レベルでみた情報公開法は、タミルナード州が1996年、ゴア州が1997年、MP州が1998年と先行していましたが、ラージャスターン州とマハーラーシュトラ州の2000年のあとも、カルナータカ州の2000年、デリー準州の2001年、アッサム州の2002年、ジャンムー・カシミール州の2003年、と情報公開法を実施する州が広がっていきます。そして、2005年6月には、国会においても情報公開法案が可決され、同年10月から実施されるに至りました<sup>1</sup>。

この情報公開法の実施には、わたし自身も思うところがあります。この法律が実施されるまでは、われわれインド経済研究者は現地の官庁街や政府直営の政府刊行物販売所に通ったり、オールドデリーやグルガオンにある古本屋まででかけて、そこで政府刊行物（とりわけわれわれにとって大事なのはインド政府統計や経済政策関係の委員会報告書）を入手したり購入するしか手がありませんでした。インターネット上で公開されている政府刊行物の種類は限られていました。しかし、この法律が施行されてから状況が激的に変わりました。インド政府統計や委員会報告書はもちろん、これまでは決してアクセスすらできなかった公文書にも、容易にアクセスできるようになりました。

さて、今回の主要な調査目的は、情報公開法と同時期に法案が可決され、2006年から本格的に実施されたインド農村雇用保障法（NREGA）下の貧困対策事業の実態を調べることでした。そこで、そもそも、NREGA とはどういったタイプの貧困対策事業であるのかを説明する必要があるかと思えます<sup>2</sup>。

NREGA は、農村に居住しているすべての住民を対象にして、1世帯当たり年間100日の雇用を保障するものです。その際、政府は、男女同一の最低賃金を労働者に支払う必要があります。NREGA は、実施当時（おそらく現時点でも）、世界最大規模の貧困対策事業です。

---

<sup>1</sup> 以上の MKSS の記述については、MKSS からのヒアリングに加えて、そのホームページも参照した (<http://mkssindia.org/about/>)。また、Roy, Anuna with the MKSS Collective. (2018). *The RTI Story: Power to the People*, Roli Book が、インド情報公開法（RTI）と MKSS の歴史を詳述しています。

<sup>2</sup> NREGA については、わたしは邦語論文を書いたことがあります。ご関心があれば、佐藤隆広（2015）「インド全国農村雇用保障法（NREGA）の経済効果」『国民経済雑誌』第211巻第1号、73-90頁を参照ください。

この事業の実施主体は、地方自治体の最末端機関であるグラム・パンチャーヤットになります。インドには、州政府の下に県レベルのジラ・パリシャド、地区レベルのパンチャーヤット・サミティ、そして村レベルのグラム・パンチャーヤットという3層からなる地方自治体があります。いずれの地方自治体も5年に一度の定期的選挙でパンチャーヤットの議員と首長が選ばれます。また、このパンチャーヤット選挙には政治的留保がなされていて、人口比において指定カースト (Scheduled Caste) と指定部族 (Scheduled Tribe) にあらかじめ議席が割り当てられています (これは国政選挙や州議会選挙でも同様です)。これに加えて、パンチャーヤット選挙ではまた、議員と首長に対して女性に3分の1の留保があらかじめ与えられています。この女性に対する政治的留保は、国政や州議会選挙にはない著しい特徴になっています<sup>3</sup>。

グラム・パンチャーヤットの村長のことを、ラージャスターン州ではサルパンチといいますが、今回、われわれは調査村の女性の元サルパンチから直接聞き取りをすることができました。彼女は、女性留保枠で選挙に出て、サルパンチとして当選することができた方です (彼女は、現在、ダリットと呼称されることが多い指定カーストです)。彼女が村長だったのは、2010年から2014年にかけての5年間だったそうです。

---

<sup>3</sup> パンチャーヤット選挙区に女性留保枠がランダムに割り振られるという自然実験を利用し、ラージャスターン農村における女性留保枠の公共財供給に与える効果を識別した有名な研究が、Chattopadhyay, R., & Duflo, E. (2004). Women as policy makers: Evidence from a randomized policy experiment in India. *Econometrica*, 72(5), 1409-1443 です。この研究は開発経済学の分野では大変有名で、ご存知の方も多いかもしいですね。今回の調査地は、彼女たちの研究で有名になった同じラージャスターン州です。

写真 2 : MKSS の創設者 Anuna Roy 氏からの聞き取り



注：真ん中にある女性が Roy 氏である。

MKSS での創始者 Roy 氏と女性の元村長などからの聞き取った内容をまとめてみます。

(1) 質問：NREGA でどれだけ予算が増えたのか。回答：以前は、グラム・パンチャーヤットの予算は 10 万ルピーであったのが、NREGA が実施されたあとは 1000 万ルピーにまで増加した。

(2) 質問：何世帯が NREGA に参加しているのか。回答：現在は、700 世帯。250 人は (NREGA による事業に参加するために必要な) ジョブカードをもっているが、参加しなかった。

(3) 質問：NREGA ではどのような手続きがなされるのか。回答：事業が終わったら、すべての仕事が記録に残される。それに、サルパンチが署名し、グラムサバー (村の住民全員が参加できる村民会) で承認され、労働者の銀行口座に賃金が振り込まれる。

(4) 質問：NREGA の賃金振込みがよく遅れるが、その理由は何か。回答：以前は、グラム・パンチャーヤットに直接予算が来ていた。いまは、県レベルのジラ・パリシャドが予算管理とその認可をすることになっている。労働者が NREGA の事業に申し込んで仕事を与えられるのに 15 日かかる。15 日仕事をして、その後、賃金の支払いがなされる。早くても 1 か月にかかる。また、書類作成だけで 8 カ月以上かかった場合もある。

(5) 質問：銀行振り込みそのものに問題はないか。回答：たとえば、タミル・ナードゥ州政府では、銀行振り込みではなく、労働者に現金を支給している。そのかわり、現金受給については厳格に運用している。タミル・ナードゥ州政府の行政能力は、インド全体でみても



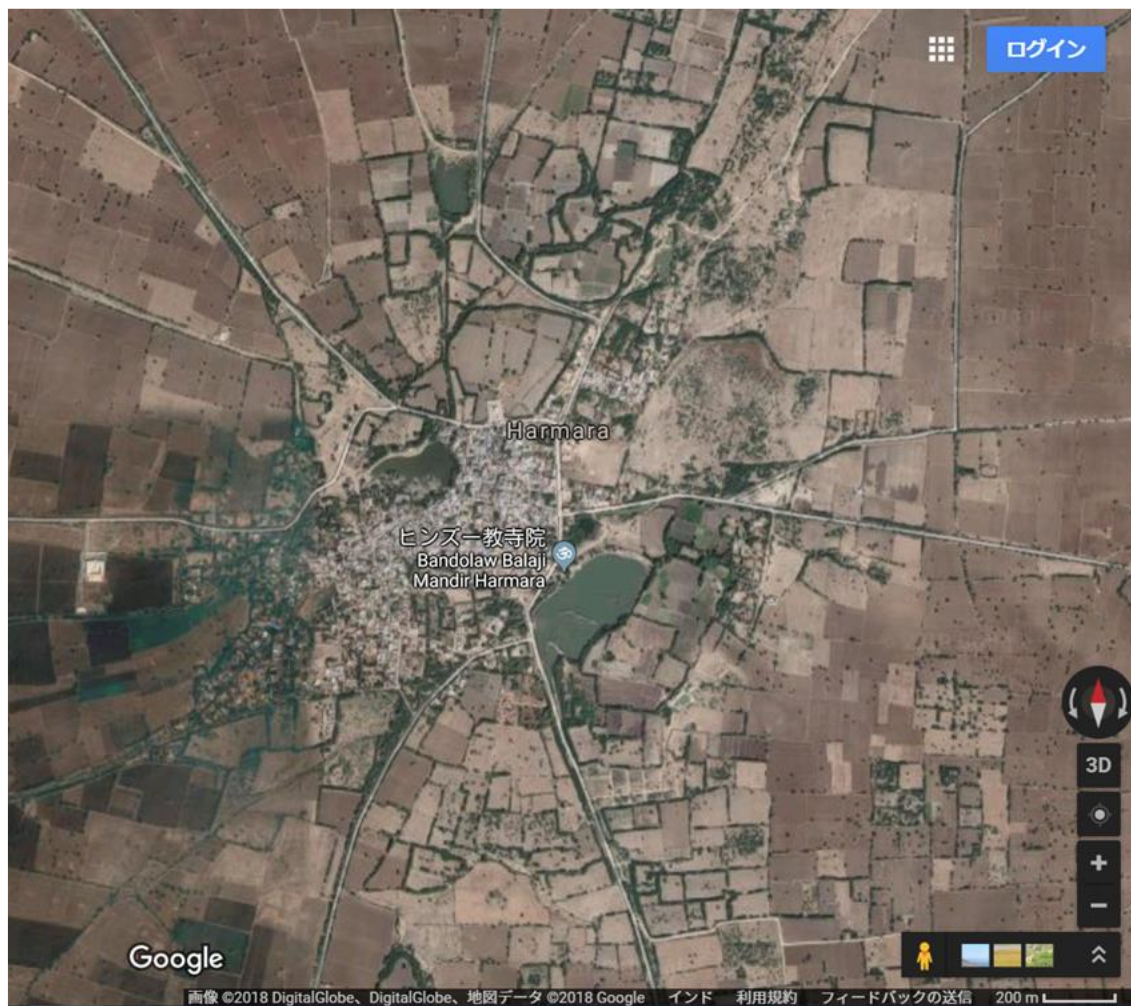
一番高いと考えられる。

(6) 質問：NREGA の賃金支払いの流れを再確認させてほしい。回答：地区開発事務局 (Block Development Office: BDO) の副技官 (Junior Technical Officer) が重要な役割を果たしている。この副技官が NREGA の現場の作業を実測し、与えられた仕事に対してどの程度の進捗があったのかを評価する。副技官が仕事の実績を評価し、その進捗状況に応じて支払い賃金額が決まる。そのあと、グラム・パンチャーヤット→パンチャーヤット・サミティと上層のパンチャーヤットに書類が行くことになっている。いまは、農村開発省 (Ministry of Rural Development) には報告せず、大蔵省に NREGA の予算関係のことが報告されるようになった。ラージャスターン州政府は BJP 政権であるが、地方と中央が BJP 政府どうしても、中央政府から資金が必ずしも適切なタイミングで来るわけではない。州政府が非 BJP 政権だと、そのような資金移転はいっそう遅延していると考えられる。

1 1月26日夜と27日早朝の2回にわたって、上記のようなヒアリングを MKSS の文書管理所で行いました。27日午前中から昼過ぎまで、NREGA の模範作業現場 (model work site) を訪問し、直接、労働者から聞き取りをしました。この作業現場は、MKSS から車で15分程度のところにあり、MKSS によって啓発された労働者が多数存在しており、さらに、地元政府もそうした監視があるため、不正や汚職を行うことがほとんどないように思われます。

図表1は、NREGA の調査を行ったアジュメール県シロラ地区にあるハルマラ村の地図です。今回は、残念ながらわれわれが訪問した作業現場の正確な位置情報を特定化できませんでした。現場での聞き取りをとりまとめる前に、ハルマラ村の概況をハルマラ村のグラム・パンチャーヤットでの聞き取りとインド政府の公開情報をもとに整理してみます。

図表 2 : 調査地域 (ラージャスターン州アジュメール県シロラ地区ハルマラ村)



資料 : Google マップ。

インド農業の季節は、大きく2つに区分できます。ひとつは冬作のラビ作(10月から11月に播種をして3月までに収穫をする)、もうひとつは夏作のカリフ作(モンスーンが到来する6月~7月に播種をして10月から11月に収穫する)です。このハルマラ村では、ラビ作には豆と降雨条件がよければ小麦が、カリフ作には雑穀(ジョワールやバジラ)、豆(ムーングやゴマ)やもろこし(メイズ)などが栽培されます。灌漑率は30%程度であり、土壌をみても肥沃とはいえず、岩肌がむき出しになっている大きな岩石がごろごろ転がっているような耕作農業には不適な土地でした。天水に大きく依存する農業のようです。

村には、1つのミルク共同組合と4つのミルク民間業者が存在しており、主要穀物や必需財を安価で提供する公正価格販売店を運営している2つの民間業者がいます。

2011年の国勢調査(Census of India)によると、ハルマラ村の総人口は4561人です。男性比率は51.3%、乳幼児(0~6歳)比率は13.9%、指定カースト(SC)比率は20.4%、指定部族(ST)比率は0.05%となっています。全人口でみた識字率

は53.3%であるのに対して、男性では66.9%、女性では38.9%となっており、女性の識字率が極めて低いことがわかります。また、全人口でみた就業者人口比率（主たる就業者（Main Worker）と限界的な就業者（Marginal Worker）の合計をここでは就業者とした）は52.7%であり、男性だと56.5%、女性だと48.7%となっています。いま、就業構造を主たる就業者（Main Worker）に絞ってみると、37.2%が耕作者、17.9%が農業労働者、2.1%が非農業自営業（Household Industries）、42.8%がその他となっています<sup>4</sup>。女性労働者からのヒアリングからも、この村の立地が首都デリーとインド最大の商業都市ムンバイを結ぶ国道8号線に隣接しており、この国道線にはラジャスターン州工業開発公社（Rajasthan State Industrial Development and Investment Corporation: RIICO）が運営する工業団地が多数存在していることから、その配偶者が工場や建設労働などでの就業を得ている場合が多いような印象を得ました。こうしたことが「その他」の就業比率が4割を超える数値になっていることに表れています。

われわれが訪問したハルマル村の基本的な人口学的情報がインドの国勢調査のホームページから容易に入手できることに加えて、この村の NREGA の予算情報もインド農村開発省のホームページから入手できるのです。これらは、インド情報公開法の成果と言ってよいでしょう。その予算情報を整理してみます。

さきほど、パンチャーヤットが県・地区・村の3層構造になっていることを説明しました。ハルマラ村が属している県はアジュメール県です。このアジュメール県は9つの地区と292のグラム・パンチャーヤットをカバーしています。県全体の NREGA の2018年度予算執行額は、17億2352万ルピーとなっています。これは年度途中の数値ですが、2017年度ですと25億2962万ルピーです。また、県全体での NREGA 実働労働者数は、43万人です<sup>5</sup>。

さらに、ハルマラ村が属している地区は、シロラ地区になります。シロラ地区は31のグラム・パンチャーヤットを管轄しています。ホームページ上では、シロラ地区の執行予算額は2018年度で3億9146万ルピー、2017年度で5億416万ルピーとなっています。シロラ地区の NREGA 実働労働者数は、5万2898人です<sup>6</sup>。

つぎの図表3が、ハルマラ村の NREGA の予算と予算執行状況を示したものです。ホームページから直接、コピーをしたものを写真ファイルとして貼り付けています。

---

<sup>4</sup> 資料は、Government of India, Census of India のホームページです（<http://www.censusindia.gov.in/pca/SearchDetails.aspx?Id=104711>）。

<sup>5</sup> [http://mnregaweb4.nic.in/netnrega/all\\_lvl\\_details\\_dashboard\\_new.aspx](http://mnregaweb4.nic.in/netnrega/all_lvl_details_dashboard_new.aspx) において州名に RAJASTHAN、県名に AJIMER を入力して検索すると、情報が得られます。

<sup>6</sup> 注5で示したホームページに、地区名に **सिलोरा** を入力して検索すると、情報が得られません。

図表 3 : ハルマラ村の農村雇用保障法 (NREGA) 下の予算とその執行状況

State : RAJASTHAN District : AJMER Block : सिलोरा Panchayat : हरमाडा						As on 07-12-2018
<b>I Job Card</b>						
Total No. of JobCards issued						1,453
Total No. of Workers						3,042
Total No. of Active Job Cards						935
Total No. of Active Workers						1,185
(i)SC worker against active workers[%]						23.29
(ii)ST worker against active workers[%]						0.76
<b>II Progress</b>						
	FY 2018-2019	FY 2017-2018	FY 2016-2017	FY 2015-2016	FY 2014-2015	
Approved Labour Budget	0	0	0	0	0	0
Persondays Generated so far	23,821	57,947	50,014	45,480	33,806	33,806
% of Total LB	0	0	0	0	0	0
% as per Proportionate LB	0					
SC persondays % as of total persondays	26.71	25.13	27.04	27.87	26.6	26.6
ST persondays % as of total persondays	0.67	0.36	0.85	0.44	0.47	0.47
Women Persondays out of Total (%)	81.73	83.19	84.57	86.31	86.5	86.5
Average days of employment provided per Household	30.7	71.72	68.51	67.08	55.97	55.97
Average Wage rate per day per person(Rs.)	159.45	145.39	146.12	156.68	148.55	148.55
Total No of HHs completed 100 Days of Wage Employment	0	10	9	50	21	21
Total Households Worked	776	808	730	678	604	604
Total Individuals Worked	881	966	847	755	673	673
Differently abled persons worked	1	1	1	0	0	0
<b>III Works</b>						
Number of GPs with NIL exp	0	0	0	0	0	0
Total No. of Works Takenup (New+Spill Over)	27	32	38	33	33	33
Number of Ongoing Works	16	11	15	26	24	24
Number of Completed Works	11	21	23	7	9	9
% of NRM Expenditure(Public + Individual)	1.62	9.31	33.19	21.34	0.98	0.98
% of Category B Works	14.81	40.62	50	45.45	45.45	45.45
<b>IV Financial Progress</b>						
Total Exp(Rs. in Lakhs.)	70.67	106.26	93.55	91.14	87.88	87.88
Wages(Rs. In Lakhs)	42.82	80.34	73.06	70.64	52.64	52.64
Material and skilled Wages(Rs. In Lakhs)	27.86	25.92	20.49	20.49	35.2	35.2
Material(%)	39.42	24.39	21.9	22.49	40.07	40.07
Total Adm Expenditure (Rs. in Lakhs.)	0	0	0	0	0.03	0.03
Admin Exp(%)	0	0	0	0	0.03	0.03
Average Cost Per Day Per Person(In Rs.)	348.56	187.58	168.55	201.01	208.43	208.43
% of Total Expenditure through EFMS	100	100	100	100	99.36	99.36
% payments generated within 15 days	74.22	87.41	81.9	47.9	48.76	48.76

資料 : [http://mnregaweb4.nic.in/netnrega/all\\_lvl\\_details\\_dashboard\\_new.aspx](http://mnregaweb4.nic.in/netnrega/all_lvl_details_dashboard_new.aspx) において州名に RAJASTHAN、県名に AJIMER、地区名に सिलोरा、パンチャーヤット名に हरमाडा を入力して検索すると、上記の情報が得られます。

インドには50万を超える農村がありますが、そのすべての農村について図表3で示したような NREGA 予算の執行状況がわかる情報が情報公開法に基づいて提供されています。わたしが調査したハルマラ村では、NREGA 下の雇用事業に申請ができるジョブカードが発行された枚数残高は1453枚で、登録労働者数は3042人となっています(ジョブカードは世帯単位で発行されます)<sup>7</sup>。労働は、未熟練のかなりハードな肉体労働に従事しなければなりません。ハルマラ村では、午前9時から午後5時までが就業時間です。そのため、NREGA 下の雇用計画に実際に申請する地元住民は限定されることになります。実働しているジョブカードは955枚、実働労働者数は1185人に過ぎません。こうした雇用計画は、留保賃金が低い貧困層のみが受給申請をするという、自己選抜の仕組み(self-targeting)が内蔵されていることがよくメリットとして取り上げられます(これに対して、マイクロクレジット計画は貧困層以外も受給する強い誘因があります)<sup>8</sup>。

2018年度と2017年度の数値を、図表3で若干確認してみます。

<sup>7</sup> ジョブカードの内容は、つぎのようになっています。個人名が分かるところは覆面処理しました。

図表 A : ハルマラ村のある世帯のジョブカード

Job card				
MAHATMA GANDHI NATIONAL RURAL EMPLOYMENT GUARANTEE ACT				
Job card No.:	RJ-272100726202489000/336	Family Id:	[Redacted]	
Name of Head of Household:	[Redacted]	[Redacted]		
Name of Father/Husband:	[Redacted]	[Redacted]		
Category:	OTH	[Redacted]		
Date of Registration:	3/31/2008	[Redacted]		
Address:	[Redacted]			
Villages:	हरमाडा	[Redacted]		
Panchayat:	हरमाडा	[Redacted]		
Block:	सिलोरा	[Redacted]		
District:	AJMER(राजस्थान)	[Redacted]		
Whether BPL Family:	NO	Family Id:	336	
Epic No.:	[Redacted]			
Details of the Applicants of the household willing				
S.No	Name of Applicant	Gender	Age	Bank/Postoffice
1	[Redacted]	Male	51	[Redacted]
2	[Redacted]	Female	45	Bank of Baroda
3	[Redacted]	Male	33	[Redacted]
4	[Redacted]	Female	18	[Redacted]
Signature/Thumb impression of Applicant		Seal & Signature of Registering Authority		

資料 : [http://mnregaweb2.nic.in/netnrega/state\\_html/jcr.aspx?reg\\_no=RJ-272100726202489000/336&village\\_code=272100726202489000&fin\\_year=2018-2019&Digest=B/IycrZ/5ZTywVM0SljGwA](http://mnregaweb2.nic.in/netnrega/state_html/jcr.aspx?reg_no=RJ-272100726202489000/336&village_code=272100726202489000&fin_year=2018-2019&Digest=B/IycrZ/5ZTywVM0SljGwA)

<sup>8</sup> わたしは、こうした問題を政治経済学的な観点から研究したことがあります。ご関心があれば、英語論文ですが、Imai, K. S., & Sato, T. (2012). Decentralization, democracy and allocation of poverty alleviation programmes in rural India. *The European Journal of Development Research*, 24(1), 125-143 を参照してみてください。

(1) まず目につくのが、両年度とともに、女性の労働人日が8割以上と極めて高いことです。あとで写真でも確認しますが、基本的に女性労働者が NREGA 事業に従事しています。男性労働者は極めて限定されています。

(2) 2017年度をみると、1世帯当たりの平均提供雇用日数は70日程度で100日からみると30日程度、下回っています。他の年度をみても100日を超えることはありません。

(3) 現行のラージャスターン政府が規定している最低賃金は男女ともに1日192ルピーです。しかしながら、実際に政府が支払いをした1日当たりの賃金は160ルピー程度です。

(4) 2018年度に NREGA に参加した世帯は776世帯、労働者でみると881名となっています。

(5) 前年から繰り越された事業と新しく創出された事業の合計数は、2018年度では27となります。このうち、継続中の事業が16（今回、わたしが訪問したのはこのうちのひとつになります）、終了したものが11となっています<sup>9</sup>。

(6) 2018年度は年度途中の数値ですが、予算執行額は707万ルピーとなっています。2017年度は1063万ルピーです<sup>10</sup>。この数値は、MKSS でのヒアリングで聞いた金額とほぼ一致する数値です。

(7) NREGA の予算には大きくわけて賃金と材料費に二区分されます。労働者に支払う賃金を確保するために、材料費の予算割合として40%を上限とする一般的なルールがあります。たしかに、2018年度においてもこのルールが遵守されていることがわかります。

(8) さて、業務が終わったあとで15日以内に労働者に対して賃金が支給された割合をみると、2018年度には74%となっています。経年変化を追うと、2014年度には49%だったのが、2016年度と2017年度には80%を超える水準にまで高まっていることがわかります。

それでは、つぎに、わたしが調査をしたハルマラ村の NREGA 作業現場の状況をまとめてみます。写真3は、NREGA の作業現場を撮影したものです。

---

<sup>9</sup> グラム・パンチャーヤットでの聞き取りでは、既存事業が4つ、新規事業が2つの合計6つの事業が実施中とのことでした。おそらく、ホームページ上の情報更新にラグがあり、最近になって追加的に新しい事業1つがスタートしたものと思われる。

<sup>10</sup> 図表3の上段にある Labour Budget に、アジュメル県では2018年度に1234万ルピーが計上されていますが、シロラ地区とハルマル村ではゼロルピーと計上されています。これは、下層のパンチャーヤットや地区開発事務局（BDO）からあがってくる文書記録をデータ化し、それを情報公開するための経費であると思われる。それらの NREGA データが集計されたものが、Labour Budget Report としてインド農村開発省のホームページで公開されています

(<http://mnregaweb4.nic.in/netnrega/morelabour.aspx>)。

写真3：全国農村雇用保障法（NREGA）下の作業現場（1）



注：この現場では20歳代の女性労働者は極めて少数でした。高齢の方が多かったです。真ん中の白いターバンを巻いている男性は、ここの現場監督です。

（1）労働者は、この地域の4 km圏内から通勤しています（通勤距離が5 km以上のときは、通勤手当を払うのが原則となっていますし、グラム・パンチャーヤットは労働者の住居から5 km圏内に雇用を創出する義務を負っています）。

（2）労働者は、女性ばかりです。

（3）現在行っている事業は、ため池を作るためのものです。作業は、単純な穴掘りと土砂の運搬です。労働者は、5人1組で作業をしています。5人で2週間のうちに、39立方フィート（約11立方メートル）の穴を掘る必要があります<sup>11</sup>。

（4）NREGAへの申請は労働者1人でも行うことができますが、原則は5人1組で申請することになっています。手順としては、労働者が申請書類を準備→申請し、グラム・パンチャーヤットで申請書を提出したことを証明するレシートを受け取る（これが最も重要なポイントです）→グラム・パンチャーヤットの担当係がパソコンにデータを入力し、地区レベルの地区開発事務局（BDO）にデータが送付される→労働者に仕事リストが来て、14日以内に仕事を与えられる、ということになります。今回視察した現場は、11月19日～12月8日までの2週間の計画でした。すなわち、仕事を得られるのに2週間以内、その後、仕事自体は2週間ごとで区切られることとなります。

（6）現場監督がもっている出勤簿を確認すると、この作業現場全体で、72人労働者が登録されていました。育児中の女性がいたため、この現場には小さな子供が1人いました。当

<sup>11</sup> 水の量でいうと、11万リットルに相当する。週に5日働くので2週間だと10日働くことになる。そうすると、1日あたり5人で1万リットル強の穴を掘り、その土砂を運ぶこととなります。男性はともかく高齢の女性にとってはかなりの肉体労働でしょう。

日 1 1 月 2 7 日の出勤者は 2 7 人でした。

写真 4 : 全国農村雇用保障法 (NREGA) の労働者の出勤簿



注：出勤簿は現場監督が所持していて、労働者の出勤状況を記録管理しています。

(7) 就業時間は、午前 9 時から午後 5 時までです。最低賃金は 1 日 1 9 2 ルピーです。事前に定められた仕事を終えなければ、作業量の出来高しか賃金が支給されません。2 週間ごとに与えられた期間が終了すると、副技官 (Junior Engineer Officer) が来て、仕事の成果を実測します。その成果が当初予定していた量の X% しか実現できていなければ、最低賃金額に X% をかけたものしか賃金が支払われないことがあります。

(8) 仕事のタイプが異なると、全体の評価を各個人の実績に反映させるのは困難です。しかし、ここの仕事は、穴を掘り、土砂を運ぶという単純作業のため、仕事の量を計るのは他の作業現場と比べると難しくはないようです。グループ全体に課せられた作業が終わらなければ規定の賃金が得られませんし、他の労働者が働いて自分は怠業する誘因が労働者にはあります。5 人グループは多くは親類で形成されていて、労働の規律付けがなされているようです。ただ、この現場では例外的に、グループを形成せずに、たった一人で労働に従事している女性労働者が存在していました。



写真4：全国農村雇用保障法（NREGA）下の作業現場（2）



注：正面左から3人目が、元女性村長です。わたしが、NREGA 賃金の銀行振り込みのことを労働者に聞いていたので、それに関連して、おそらく貯蓄の重要性を労働者たちに演説していると思われます。その後、彼女たちの間で大激論が交わされますが、「賃金が少なくても貯蓄どころではない」という反論が労働者側からあったものと推察されます。

(9) 労働者が持っている賃金振込のための銀行預金は **Bank of Baroda** がほとんどでした（この銀行は国有銀行のひとつです）。銀行の支店は、この作業現場から 15 km 遠方にあります。手続きをすれば、賃金の振込み通知は携帯電話のテキストメールで来ます。しかし、こうした手続きを行っているひとは一人しかいませんでした。また、携帯電話を個人で持っている女性は少数で、世帯に一台は必ずあります（携帯電話を女性個人が所有しているのは少数だったのは意外でした）<sup>12</sup>。

(10) 「むかしは現金が手に入ると、すぐに使ってしまった」「むかしは、賃金額が少なかった」「働いて得たお金はわたしのもの」という女性労働者の発言を聞きました。また、女性名義の口座ができることで、女性の家庭内の力が強くなったという意見も労働者側から得られました。

---

<sup>12</sup> インド版国民背番号制であるアダール、銀行預金口座と携帯電話を紐づけする試みが、インド政府のさまざまな補助金政策や貧困対策事業などで行われるようになってきました。この現場でのヒアリングではありませんが、以下は、MKSS の社会活動家の証言に基づきます。最近、携帯電話会社がモバイルバンキングビジネスを始め、携帯電話上で預金口座が開設できるようになりました。貧困対策事業の受益者である女性労働者は、自分が稼得した賃金の振込みがなされていないことに気づき、役所に問い合わせをしましたが、政府は賃金支払いをしていることが分かりました。MKSS の活動家が調べてみると、登録されていた銀行口座に振り込まれず、新しく（本人も自覚のないまま）設立されたモバイルバンキング用の口座に賃金が振り込まれていたそうです。

(11) 銀行通帳を持っていない労働者はだれもいませんでした。また、それを担保に村長から賃金の前借をしているような労働者もひとりもいませんでした。しかし、女性が自分自身で銀行通帳を管理しているのは、聞いた限りでは1人だけでした。通帳は家族全体で管理しているようです。

(12) 政府からの賃金振込の遅延については、それほど大きな不満をこの現場では感じることはできませんでした。

(13) 労働者が利用する鍬や土砂を運ぶ金属製のかごは、労働者が購入して持参することになっています。

わたしは、共同研究者とともに、この NREGA 作業現場を離れ、調査村のグラム・パンチャーヤットを訪問しました。写真5が、グラム・パンチャーヤットの建物です。

写真5：ハルマラ村のグラム・パンチャーヤット



正面の壁に表のようなものが書かれています。これは、NREGA の実施計画を明示しています。壁に近づいて撮影した写真が、写真6と写真7になります。

写真6：壁面に書かれた農村雇用保障法（NREGA）下の事業計画

写真7：壁面に貼り付けられた農村雇用保障法（NREGA）下の事業計画

S.No.	Registration No.	Job Seeker Name	Check All	Work Allocation Date From	To
101	RJ-272100726202489000/838	सदानी देवी	<input checked="" type="checkbox"/>	19/11/2018	03/12/2018
102	RJ-272100726202489000/886	बन्ध्याग	<input checked="" type="checkbox"/>	19/11/2018	03/12/2018
103	RJ-272100726202489000/914	शबाना	<input checked="" type="checkbox"/>	19/11/2018	03/12/2018
104	RJ-272100726202489000/915	नजमा	<input checked="" type="checkbox"/>	19/11/2018	03/12/2018
105	RJ-272100726202489000/927	सार्न देवी	<input checked="" type="checkbox"/>	19/11/2018	03/12/2018
106	RJ-272100726202489000/947	हीरा	<input checked="" type="checkbox"/>	19/11/2018	03/12/2018

107 384 जवाहराबाद / फतेहगंज 19/11/18 से 3

写真6に示されている壁面には、2010年度の実施計画が記述されていましたが、このパンチャーヤットの壁面ではスペースがなく描くことができなくなったので、いま、ここから最寄りの中学校の壁面に事業計画内容が描かれるようになったようです。また、写真7で示しているとおり、古い壁面には、誰でも容易にアクセスできるインド農村開発省のホームページから印刷してきたハルマル村の現在の事業計画内容が貼り付けられていました。

わたしは、かつてパンジャブ州のある農村を調査したことがあります。その農村のサルパ

ンチが大変高潔な人物で、NREGA の事業計画の実施に心を砕いていたことをよく覚えています(残念ながら、彼は選挙で敗北してサルパンチではなくなりました)。しかしながら、この村で見られるような徹底した情報公開はなされていなかったように思います。属人的要因で農村における貧困対策事業の実績が異なることは言うまでもありませんが、今回の農村調査によって、制度をしっかりと確立することによって、どのような人物がサルパンチになろうが、うまく機能するような貧困対策事業の仕組みが重要であることを改めて思い知らされました。

写真8は、グラム・パンチャーヤットにおける NREGA 担当事務室を撮影したものです。女性役人の前にディスプレイがありますが、労働者が申請した書類にもとづきパソコンにデータを入力し、それが上層のパンチャーヤットと地区開発事務局 (BDO) に送られます。

写真8：グラム・パンチャーヤットにおける農村雇用保障法 (NREGA) 担当事務室



注：右側の女性がわたしたちの調査に協力してくれた元村長です。真ん中の女性がここの担当役人です。左側の男性は MKSS の活動家です。

写真9は、女性労働者がジョブカードなど必要な書類を持ってきて、NREGA に申請しているところを撮影したものです。わたしがグラム・パンチャーヤットに滞在したのは30分程度であったと思いますが、数人の女性労働者が申請に来ていました。

写真9：農村雇用保障法（NREGA）下の雇用事業に申請中の女性



以上で、ハルマル村における NREGA の作業現場での聞き取りのとりまとめを終えたいと思います。わたしたちは、そのあと、ハルマル村を離れ、インフォーマル部門（インドではしばしばそれを非組織部門（unorganised sector）と呼称します）労働者で結成された組合 Rajasthan General Workers Union の組合員宅とそのリーダー宅での2か所での聞き取り調査を行いました。この組合運動にも、MKSS が関わっています。

この組合は、2018年にラージャスターン州雇用局に登録されたばかりです。組合のリーダーによれば、現在、建設労働者については、The Building and Other Construction Workers (Regulation of Employment and Conditions of Service) Act やタバコ製造労働者については、Beedi and Cigar Workers (Conditions of Employment) Act などの法律が存在していますが、これからの法律による労働者に対するベネフィットが、労働者の手に渡らず、中間者の懐に入ってしまうという問題があります。NREGA・建設・農業・零細自営業などの産業や職業カテゴリーで、貧困労働者を区別することはできません。なぜなら、同一の貧困労働者がさまざまな産業や職業に就業して、日々の生計を立てているからです。こうした非組織労働者全体をカバーするのが、この組合の役割となっています。

組合のリーダーによれば、組合の登録にはかなり時間がかかったそうです。ラージャスターン州の州都ジャイプルにある労働局から、組合事務所の県に書類が回るのに3カ月もかかりました。書類が県の担当部局に存在しているのかどうかを確認するなどして、結局、組合の申請から登録までに半年もかかったそうです。

写真10は、ある組合員の自宅に集まった組合員を撮影したものです。わたしたちの調査のために、15名ぐらい参集してもらいましたが、すべて女性でした。実際、組合員は現在80名いますが、そのうち男性は2人のみです。

写真10：ラージャスターン一般労働者組合（Rajasthan General Workers Union）メンバー



以下、ここでの聞き取りを箇条書きでまとめてみます。

(1) 組合は、NREGAにおいて1日192ルピーという最低賃金が守られているかどうかをチェックしています。

(2) どのようにNREGAにおける各人の仕事量を計るのか、という課題がありますが、これについては、MKSSがサポートしている。

(3) 現場の労働者出身者の女性が、NREGAの作業現場の監督になるケースもでてきている。

(4) NREGA以前の賃金は50ルピーから100ルピー程度であったのが、組合運動の結果、2018年になってはじめて1世帯当たり100日の雇用が実現し、組合員60人全員192ルピーという最低賃金を実現できた。組合の設立自体が2015年なので、このことを実現するために3年もの時間がかかっています。

(5) ここの組合員労働者の銀行口座も、Bank of Barodaでした。しかし、賃金の支払いは2カ月から3カ月程度遅れることもあるし、ときには6カ月や1年も遅延する場合があります。また、政府によって、仕事をしたのに、支払い拒否にあった労働者もいた。また、1か月から2カ月分の賃金が、いまだに未払いになっているケースもある。さらに、こうした賃金支払いの遅延が発生しても、村長が労働者にお金を貸すことはないそうです。

(6) 労働者が居住している地域全体が丘陵地帯にあり、NREGA以外に労働者の就業先はない。あるとすれば、農業労働か、家畜の世話ぐらいです。

(7) 配偶者が飲酒して、女性労働者が殴られたこともある。配偶者は、国道8号線上になる建設現場での日雇い労働で1日300ルピーが稼得するが、通勤に往復で数十ルピーがかかる。手取り額は200ルピーをすこし上回る程度です。女性労働者は、NREGAで得た

賃金で食糧・服・子供の教材を購入します。

(8) 15人の女性労働者のうち、9人がアルコール禁止に賛成しました。また、配偶者の飲酒ではなく、自分のために、NREGAの賃金を使うと答えたひとが多かった印象です。

写真11：未亡人の組合員が保有している必需品割り当て手帳



注：この手帳は、食糧などの必需品を廉価で購入できる証明書であり、記録簿です。

(9) 組合員になって、NREGAに申請するようになった労働者もいました。

(10) 組合員になることについては、村長が労働者に対して組合に入らないような圧力をかけてきたこともありました。しかし、いまは、他の村のひとも組合に入るようになっています<sup>13</sup>。

以上が、11月28日の調査内容になります。翌日29日には、これまでの地域とは異なる農村におけるNREGAの作業現場を調査しました。そこで撮影した印象的な写真を解説してみます。

---

<sup>13</sup> 組合のリーダーによれば、組合員への勧誘では、声が大きく「強い」労働者をまず探すそうです。村長などからの嫌がらせを跳ねのけられるような労働者を、組合員にする必要があるわけです。いったん、組合活動が成功すれば、近隣村にもニュースが瞬く間に広まります。実際、いまは、6つのグラム・パンチャーヤットにおいて、組合員になるひとが増えてきているそうです。また、女性労働者の社会的動員としては、夜間学校や妊婦へのケアなどもやっています。

写真12：全国農村雇用保障法（NREGA）下の作業現場（ラージャスターン州ビーム県）



ハルマラ村のあるアジュメール県とビール県は100kmほど距離が離れています。車での移動では2時間はかかりました。ビール県は、アジュメール県の南西に位置しています。

わたしがこの作業現場をみた第一印象は、若い労働者が多数いる、ということでした。たとえば、写真13の女性は、まだ14歳です。NREGAのガイドラインでは、18歳以上ではないとNREGAの仕事に就くことができません。



写真13：母親の手伝いをする14歳の娘



また、写真14の左の女性は16歳です。彼女たちは、NREGAの事業に従事している母親の作業を手助けするために、臨時で仕事に従事しています。2週間の間であらかじめ事業計画で定められている仕事をこなさなければ、最低賃金額の何割かしか賃金の支払いがなされないため、娘や息子たちが手伝いにやってくるというわけです。写真14の一番奥にオートバイにまたがっている若い男性が2人いますが、彼らも母親の手伝いをしに来たわけです。わたしたちが、訪問したときには何らの作業もせず、雑談ばかりしていたのですが、実は一挙に仕事を片付けてノルマを短時間で終わらせたそうです。

写真 1 4 : 母親の手伝いをする 1 6 歳の娘



上記のようなことは、NREGA のガイドラインでは想定されていないことですが、現実の作業現場では柔軟に対応しているようです。しかしながら、母親を手伝っている娘や息子は、NREGA のジョブカードには登録されていません。また、写真 1 3 と 1 4 の娘たちは学校を休んで、こちらに来ているようです。NREGA のガイドラインからは逸脱していますが、「必要悪」ということで、現場監督のみならず MKSS の活動家も、黙認しているわけです。

おわりに

わたしは、インド農村雇用保障法（NREGA）下の貧困対策事業については、NREGA が国会で可決する以前から大変関心がありました。政府が公共事業を行い、そこで未熟練の肉体労働者として貧困者を雇用するというタイプの貧困対策事業は、NREGA が実施される以前から州政府も中央政府も実施してきました。国際的にも有名で評価の高かったものは、1970年代のマハーラーシュトラ州における雇用保障計画（Employment Guarantee Scheme: EGS）でしたし、実際、貧困対策事業としてこの計画の成功が雇用計画の有効性を証明するものとしてみなされてきました。また、中央政府も同様の雇用計画を実施してきましたが、なかでも1980年代以降の全国農村雇用計画（National Rural Employment Program: NREP）が今日のNREGAの出発点と言ってよいでしょう。

貧困対策事業としての雇用計画なら、インドにはNREGA以前にも存在していたわけですが、NREGAとそれ以前の雇用計画の違いは予算規模の違いのみならず、NREGAと同時に施行されているインド情報公開法（Right to Information Act）の存在を無視するわけにはいかないと思います。

インド情報公開法が提供するNREGAの予算や受益者に関する情報が、貧困対策事業の透明性と説明責任性を向上させ、本当に雇用が切実に必要な農村住民に提供されるような制度的な仕組みが構築されたのだと思います。

今回は、NREGA の模範的作業現場を調査したに過ぎません。次回、機会があれば、ラー  
ジャスターン州以外の地域における NREGA の実態調査も行いたいと考えています。

写真15：ハルマラ村のグラム・パンチャーヤット前での記念撮影



今回のコラムを執筆するにあたって、公益財団法人神戸大学六甲台後援会による助成事業、基盤研究 (B)「経済発展政策の政治経済学的分析：理論モデル分析とインドにおける実証研究」(代表：加藤篤史・早稲田大学教授、課題番号：18H00855)、基盤研究 (B)「南アジアのコネクティビティとインド：越境インフラを巡る政治と経済」(代表：福味敦・兵庫県立大学准教授、課題番号：18H03448) および基盤研究 (C)「マイクロデータからみたインドの人口・労働・不平等の長期動向」(代表：佐藤隆広・神戸大学教授、課題番号：17K03658) の研究成果の一部利用させていただきました。ここに記して感謝の意を表したいと思います。